

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 2 - 4
許認可等の種類	他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可			
根拠法令条例等・条項	軌道法施行規則第18条の3第1項			
許認可等の概要	他の鉄道又は軌道の車両の運転するときの認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			